

## 境宥治のリンゴ栽培に関する資料

境宥治は黒石藩最後の町奉行で、明治初期に福民に果樹園を築き、黒石地方で最初にリンゴ栽培を始めた人物である。

築 300 年以上の旧宅に保存されている藩政時代の書籍や文書の整理中に、宥治（当時 63 才）が大日本農会第 34 回農産品評会（宮崎、明治 32 年 2 月）にリンゴを出品した際、事務局に提出した出品解説書（墨書）の写しが見つかった。

解説書には、宥治がリンゴ栽培に至った経緯や栽培法が述べられており、黎明期のリンゴ栽培を記録した資料でもあるので全文を紹介したい。下記の 1 項に述べる文章は、原文を平仮名交じりの文章に改めて句読点を施し、いくつかの文字にルビを付したものである。

宥治はこの品評会で青森県出品者最高位の 2 等賞を受賞した。出品したリンゴ品種名と青森県の受賞者名は 2 項に、宥治に関する新聞記事等を 3 項に記す。

### 1. 苹果出品に関する「解説書」の内容

青森縣南津軽郡山形村大字牡丹平

出品人 静里園 境 宥治

#### 地 質

栽培地は南津軽郡黒石町を去ること十余町にして土地高燥空氣の流通宜しく肥沃の輕鬆けいしょう土<sup>1)</sup> 上層は黒色にして下層は薄赤色の小砂利なり。故に霖雨の際と雖も滞水せず天然排水法に適い、随したがって菓樹<sup>2)</sup> 栽培に最適當なる地所なり。

- 1) 粒の細かい火山灰の土。腐植質の多い土。
- 2) 果樹と同じ。菓子はもともとは果実のこと。

#### 苹果栽培の経緯

栽培法を記するに先だちて聊いささか苹果出品に関する由来を述べ、而して後に栽培法に及ばんとす。

出品人<sup>1)</sup> に於て当初植付たる苹果は明治八年青森縣廳より求めたるものにして当時僅かに数本なりしが<sup>2)</sup>、之を出品人の旧住所南津軽郡黒石町に栽植せり。之れ本郡に於ける苹果栽培の嚆矢にして、爾来培養数年明治十三年各結実する<sup>3)</sup> に及んで果実光沢に富み風味最佳良にして年々好結果を得たり。

然るに市街地の事故地所<sup>4)</sup> 狹隘にして多数栽植すること能はざるのみならず、曩<sup>5)</sup>に家禄を奉還<sup>5)</sup> し恩賞金を基とし上州より桐畑を購求して栽植せる桐畑其外、楮畑、茶畑、葡

萄園等黒石町諸所に栽植しあるも、雇人夫の監督、肥料の運搬其他全般の管理上各所を涉りては都合宜しからざるを以て茲<sup>ここ</sup>に決心をなし、諸所の畑地を悉<sup>ことごとく</sup>皆売却し、十七年更に現今の場所に数町歩の地所<sup>6)</sup>を買い、十八年茲地に転居して爾来専心樹芸に従事せり。

而して東京谷中撰種園及び三田育種場<sup>7)</sup>等より良種の苗木を購入して栽植し<sup>8)</sup>、又年々良種を選択して接木法を行い以て漸次増殖せしものなり。

- 1) 境宥治は天保7年(1836)2月1日生。明治42年(1909)6月21日没、73歳。黒石藩最後の町奉行で漢詩に長じ、黒石神社に墨蹟が奉納された。宝暦期の家老で黒石文学史に名を残す俳人・境梅成は曾祖父で、梅成の養父が家老・刑右衛門である。  
宥治は明治四年の廃藩置県で明治政府の官吏(35才)となり、同年三月に上京し、神祇官(神祇省)に勤務(宣教掛)した。江戸(東京)滞在年数は不明。境家に残る山岡鉄斎の墨書はその頃に贈与されたものと思われる。明治8年に青森県庁より、リンゴ苗木数本を受領し、以後その育成に携わる。
- 2) 明治8年秋に勸業寮から第2回分として果樹苗12種346本(リンゴは75本)が配布された。「南津軽郡経済要覧」(昭和10年に刊行)によると、県廳の二等出仕であった菊地楯衛によって南津軽郡には12本のリンゴ苗木が分与された。受領者は境宥治(アレキサンダー、晩丸)、北岡太同(玉霞)、対馬大成(雪の下)、小山内清定(大緑)、天内豊(鶴ノ卵)など旧藩の家臣で、北岡と対馬は藩医である。()は品種名。  
明治9年には果樹14種1835本(リンゴは230本)が本県に届き、同様に分与された。黒石では長内長太郎、吉村真、唐牛桃里、佐藤金吾(神官)らが数本を受け取った。  
多くは町内の私宅で育成されたが北岡が受領した苗木は本人が住んでいた藩の菓草園(現在の境家宅地)に植えられたと思われる
- 3) 青森県最初のリンゴ結実は明治10年、弘前町山野治三郎宅。品種は紅魁<sup>べにさき</sup>がけ(ロシアリンゴ)で北斗新聞(弘前)がこれを報じた。
- 4) 事故は事項の意。交通事故は元々は交通に関する事項のこと。
- 5) 明治四年の廃藩置県で諸藩の家臣は全て明治政府の官吏となり、家禄は大蔵省からの支給となった。その中で帰農希望者には約6年分の家禄を恩賜金として与えて退職を奨励し、官吏の減少化を図った
- 6) 明治17年に約2町歩を購入。現在の境家とリンゴ研究所・研究棟の場所で、藩政時代に藩の馬場があったと伝えられている。境家向かいの木村家はこの馬場を管理する足軽であったという。境家東隣に御殿医・北岡大同宅と菓草園、北岡家のものと思われる墓地もあった。明治41年の栽培反別は約7町歩(第1号園 -

牡丹平 - 4 町歩、第 2 号園 - 中郷村東野添 - 3 町歩)、地価 1 反歩約 10 円の記述あり。

7) 谷中撰種園は葡萄栽培の始祖・小澤善平が福沢諭吉らの支援を受けて明治 7 年、東京・谷中に開園した輸入果樹・樹木販売所。三田育種場は明治 10 - 19 年に三田(港区芝)に開設された官営種苗会社。

8) 明治 32 年頃に栽培した品種は下記の約 40 種、約 2,200 本、品種横の数字は本数：

早熟種：小珊瑚、旭、楠見赤早、菊地赤早、山野早熟、ジョセフィン、

クリューテル、アストラカン・ルージュ、レッドジョン・カロライナ

中熟種：アレキサンダー150、大導寺中の手、於福、世界一、鳴海、ヌートレー、高瀬？

晩熟種：金時 70、松井 150、鍋屋、岡本、楡棹形 70、スワー30、蔓長 300、

葉縮 60、千成 300、小猩々100、大猩々30、雪の下 200、紫、尖紅、

メナジェー、駱卵 30、紅赤 30、冠雪江 150、角田大猩々

上記以外に、帝 70、芹川 70、晩翠、満紅、大和錦、柳玉、紅玉、君が袖、緋の衣、などの品種も栽培した。

明治 40 年頃の記述に、‘最初購入植え付けたる種類は良種と思えしもの結実するに及んで其種類多数にして色沢風味の良好なるものあり不佳なるものあり、又長く貯蔵に適せぬもの等ありて販売上頗る困難を感じ。茲に於いて老木其他不良の種類を伐採して植替えをなし、大に種類の改良を計る。即ち国光、満紅、大和錦、柳玉の四種とし優等品の産額を増加せんことに勉めたり’とあり。

### 苗木の育成と栽植

十八年以来本園に栽植せし外、現今に至るの間十余年間、苗木を仕立て販売せし其数も亦実に鮮少ならず<sup>1)</sup>。

苗木を仕立つるには先ず棠梨<sup>2)</sup>を砧木とし、四月初旬に幹を切りて平滑に削り皮と肉の間を一寸余切り下げ、茲に斜に削り二三の芽を付けたる丈夫なる接木穂を挿入し、柔かに打ちたる藁にて之を縛るものとす。

而して堆肥及人糞を施して丁寧に拵<sup>こしら</sup>へ置き足る畑へ七八寸の距離に植込み、接穂の芽一個を頭<sup>あらわ</sup>し土を覆うべし。時々雑草を取り去り苗木梢成長せし処にて夏土用後、希薄なる人糞を施し、早天<sup>かんてん・ひでり</sup>の折には如露器を以て朝若しくは晩に灌水し如斯<sup>かく</sup>して秋季に至り四五尺成長の苗木を得るなり。

苗木栽培の方法は可成多くの距離を与うるを好しとすれども、先ず三間四方にして方三尺深二尺余の穴を掘り、之に厩肥の腐敗せるものと土肥を混和したるものを入れ、苗木掘取りの際多少細根を損傷するを以て必ず冗根と共に之を伐り去りて植付くるものとす。も

つとも余り深く栽植するときは土中に温度の透らざる為か發育宜しからず。是予が実験せし処なり。

植付けの時節は秋季に於て之を為せば苗木土壤に定着し、随したがいて春季成長を始むるに際し能く營（栄）養分を吸収するの便益あり。

茲に栽培家の注意すべきは、菓樹栽培の場合に人糞人尿等を多量に施さんよりは檜樹の稍生育を俟ちて其のち周囲を掘り人糞を水に和し、適度に与うるときは枯損等の患いを除くことを得べし。出品人は従来の植付方を改良し前陳の方法に依りて栽培せり。

- 1) 宥治はリンゴ苗木も育成し販売した。リンゴの他、葡萄、梨、柿、梅、桃、李、スグリ等も栽培した。
- 2) 別名はズミ（梅）、ミツバカイドウ。現在でもリンゴ台木として使われる。

#### 肥料

肥料<sup>1)</sup>は春夏秋の三季に用ゆ。春夏は人糞を水に和したるもの若しくは動物を溜桶に入れ腐敗せしめたるもの、其他米泔汁、庖厨の下水、浴場の排水等を溜桶に溜置きたるものを用い（溜桶には雨覆を為す〇〇くこと）、又は鯢鱒粕古（粉）を細末にせしものを用ゆ。

其の分量は春秋は多量にして夏季は薄しきを用ゆ。而して秋季落葉後の施肥は菓樹の根元に余り近寄らざる様 樹木の大小に依り適宜に距離を斟酌し、周辺を掘り堆肥等を充分に埋め置き、翌早春人糞等を施すべきものとす。

出品人に於いては数年来より山羊を飼育し居るを以て、之が踏肥及雑草の堆肥及芥溜の塵芥等を秋季の埋め肥に用ゆ。（堆肥には度々庖厨の下水、若しくは馬糞、人尿を注ぎ上層には必ず粉土を散布すべし。且あき雨風に晒さぬ様屋根を掛け、肥料分を失わぬ様に注意すべし）

又四五年以前より、自ら磷酸肥料<sup>2)</sup>を製造して使用し居れり。之れが原料は年に溜桶にて腐敗せしめたる動物の残骨を初めとし、猶諸所より拾い聚あつめたる馬骨等を以て製造せしものにして、其方法は春季融雪後園圃を掃除し塵芥其他前年の落葉等を聚あつめ、馬骨等を其内に掻き交ぜ、其上に糊糠古（粉）を掛けて一時に燃え上らざる様にし、之れに点火して徐々に菌焼とするものなり。

其場所にて右様の方法にて何回も之を行い、而して後ち骨は之を拾い上げ臼にて粉碎し又其残りし灰には兼ねて諸方の湯屋等より求め置きし木灰、其他糞灰等を右の骨粉に混和し、之を使用し居りしに其結果豊産味も亦甘味にして特に効能の多きを認めたり。

- 1) 肥料の三要素、窒素、磷酸、カリの用語と概念が一般に浸透した時期は不明で

あるが、おそらく明治中期以降だと思われる。

明治 32 年、農商務省農事試験場・掘技師の講演録に「作物にぜひ与えなければならぬ養分はたった三つである。一つは俗に葉肥となえ、化学上は窒素というもの、二は俗に実肥となえて、化学上ではこれを磷酸と申します。三は俗に根肥となえて、化学上ではカリというものでございます」とあり（明治農書全集、第 12 巻）、聴衆に窒素、磷酸、カリ（加里）の用語を紹介しているようにも思われる。

これら用語は宇田川榕菴の造語で「舎密開宋」（天保 8 年、1837、出版）に初出する。

- 2) 明治 25・26 年頃から磷酸肥料を施肥。41 年の写しに「結実期にある樹木には適宜磷酸肥料を施さんことを要す」とある。化学肥料としての磷酸肥料は明治 18 年に英国の技術を導入して高峰譲吉らが東京人造肥料会社を設立。明治 20 年から量産が始まった。

#### 除草・剪枝・害虫防除・雪害

除草は春より秋に至るの間凡<sup>おしなべて</sup>四回とし、其他養護の方法は剪枝法及害虫の駆除法等を施しを専要とす。

(〇〇〇更に其切り口を利刀にて滑らかに削りアルコールにて溶解したる〇杉葉を塗〇木皮の抱合を便ならしむ)

剪枝法は秋季に之を行えば切り面容易に癒<sup>い</sup>えざるのみならず、我東北地方の如き<sup>い</sup>冱寒の地は冬期間に切り口往々凍結するの恐れあり<sup>1)</sup>。故に翌春芽の膨張せざる以前に能<sup>よく</sup>冗枝を剪除せば、樹木の勢力を減ぜずして完全の發育を得べし。

凡<sup>おしなべて</sup>枝は余りに繁茂<sup>い</sup>稠<sup>い</sup>せざる様に剪枝するは果木栽培家の最注意すべきことなり。余りに枝のみ繁茂すれば日光も透らず、容易に結果せざるものなり。又結果するも果実小型となりて価格下落するものなり。

当地の如き雪国にありては積雪四尺位の地所は四尺以上より下枝を付くるを良しとす。然らざれば積雪の為枝を折り非常の損害を蒙ることあり。又枝は内向きのものを剪り、外向きのものを成長せしむべし。凡て菓木の形を見計らい、枝の稠<sup>い</sup>蜜<sup>い</sup>せざるよう剪枝すべし。

害虫は初春堅雪の頃に園内一樹毎に見廻り、産卵の孚化以前に於て之を取除くこともつとも肝要なり<sup>2)</sup>。然らざれば秋季収穫の際に於て大に損害を蒙ることあるを以て深く注意するを要す。

又樹木の左右に杭を打ち建て横木を架し幹を結び風害を予防するものとす。而して収穫の以前に於て豊産のものにはもつとも注意し、(菓実の成長せざる前に)樹木の四方に柱を

建て横木を載せて棚を造り、枝を結びて樹木の動揺せざる様之が安然を計る。(棚に枝を載せて豊産の爲めに樹木の傾倒若しくは枝折りせざる様にし、大木のものには横木を二段に付くことあり。以て樹木の安然を計る)

又冬期土際より二尺乃至三尺生杉葉を逆しまに巻き付け、鼠害を予防するものとす。

- 1) 明治 43 年の写しには、‘剪枝の切り面に松脂合剤を塗る’の記述あり。
- 2) 明治 41 年の写しには、‘害虫を予防するには果実拇指大の頃に一顆づつに紙袋を掛け害虫を予防し居り’の記述あり。また明治 43 年の写しには、‘葉虫其の他病虫害の駆除には噴霧器で除虫菊石鹼液、石灰硫黄合剤、魚油乳剤、その他の薬剤を数回散布’の記述あり。

明治 16 年に出版された梅原寛重「田圃駆虫実験録」には病虫害の防除薬として、朝顔実や苦参<sup>くじん</sup>粉、たばこ・胡桃・蓬・梅檀・馬酔木・ひるたま・どくだみ等の茎葉煎液、芥子・鯨・天竺桂・罌子<sup>どくえ</sup>桐などの油および石炭油、綠礬(硫酸第一鉄)・砒石粉・磷酸ソーダ・苛性ソーダ(輸入品)、樟腦、石鹼水・・・などが記されている。この頃まで江戸時代の防除法が継続していた。明治 15-18 年年代にフランスで糸状菌に特効があるボルドー液が開発され、我国では明治 30 年に初めて葡萄園で使用された。

#### 作付反別および産出高

作付総反別：7 町 2 反歩<sup>1)</sup>、果樹 2,100 本、産出高 102,500 斤<sup>2)</sup>(約 6 トン)、価格三千元、単価三銭。

- 1) 明治 35 年 12 月に筆記した「解説書」の写しには‘山形村大字牡丹平第一号園五町歩、中郷村大字東野添温湯道南第二号園二町歩’とあるが、明治 43 年度の写しには‘作付反別 2 町歩、産出高 25,000 斤’とある。この間に作付反別が変化した理由(売却、貸出、休園等)は不明。
- 2) 1 斤は 600 g。同上の「解説書」写しには明治 29 年以來の産出高、価格、単価のメモ書きがある。

明治 29 年	52,000 斤	1,820 円	3 銭 5 厘
30 年	65,000	2,275	3 銭 5 厘
31 年	88,000	2,640	3 銭
32 年	106,000	3,180	3 銭
33 年	142,000	4,260	3 銭
34 年	158,000	4,740	3 銭
35 年	102,000	3,060	3 銭

## 貯蔵

苹果の種類に依り貯蔵に長短の別あるは勿論なり。予が年来久しく貯蔵法を経験せしを以て左に之を記せん。

種類により採収期に多少の差あれども、先ず秋土用四五日を経て採収し、室内に棚を造り養蚕の折板等へ他種類を混同せず丁寧に並べ五六日間晒置き、其の後箱に修め貯蔵するものなり。(採収日は余り早朝より就業することは宜しからず。稍昇旭して霧の消散せし後に始むべし。而して鳥虫の喰傷あるもの及採収の時地上に採り落としたるものは貯蔵のものと同せざるを要す。又もつとも下枝に結実して品位劣子のものに区別するを好しとす。採収の際之を運搬するに損傷せざる様注意すべし。而して〇〇てむ)

其の詰合わせには粃糠を臼にて搗きたるもの又は蕎麦糠を以て函底に敷き果実を並べ又其上に糠を敷き如斯かくして蓋をなし土蔵又は土窖どこう・あなぐらに貯蔵するものとす。

多数の貯蔵は土蔵に若しかざれども大寒の候には凍傷の憂あるを以て深く注意を要す。地平線下の土窖なれば大抵凍傷の憂いなし。(凡おしなべて寒暖の劇変なき場所に貯蔵するを要す)

又摺り立ての新しき粃糠を用ゆれば苹果に粃糠の気臭移ることあり。故に前年の湿気なき粃糠を用ゆるを宣しとす。

近来貯蔵法に一層注意し苹果採収期以前に於て極めて微細なる川砂を採り、数日間筵に敷き均たいらにし天日に乾し折々手返をなし能く乾きたるものを以て他種を混ぜず善良なる無傷の苹果を選び、大函なれば砂の重量の為に持運に不便なるを以て小型の函幾個にも砂を敷きて苹果を並べ、前同様にして蓋をなし土窖に入れ置くものとす。

もつとも春土用前に土窖より出して室内に安置すべし。然らざれば函に湿気を帯び、腐敗の恐れあり。能く注意して砂囲せば翌年五六月頃に至るも変色なく、風味も減却せずして久しく貯蔵に耐ゆるものと認む。是出品人が実験せし梗概を記せしものなり。

## 販売

販売先は東京 横浜 青森 北海道なり。其内多くは北海道に輸送せり。猶なお昨年露領浦塩斯徳ウラジオストックへも輸送せり<sup>1)</sup>。

- 1) 輸出品種は「鳴海」。34年秋には販路拡大のため同業者と東京、京都、大坂（大阪）に出張している。

## 褒賞<sup>1)</sup>

明治 23 年 10 月、南津軽郡第 4 回物産品評会（黒石）、雪の下外 8 種出品、3 等賞

明治 26 年 10 月、第 10 回地方物産品評会（弘前）、アレキサンダー外 5 種出品、3 等賞

明治 27 年 10 月、南津軽郡第 5 回物産品評会（黒石）、千成外 10 種出品、1 等賞

明治 28 年 11 月、南津軽郡第 6 回物産品評会（黒石）、蔓長外 17 種出品、2 等賞  
明治 28 年 11 月、大日本農会第 31 回農産品評会（盛岡）、冠雪江外 2 種、4 等賞  
明治 29 年 11 月、第 1 回公立物産品評会（黒石）、雪の下外 15 種出品、1 等賞  
明治 30 年 11 月、第 2 回公立物産品評会（黒石）、松井外 18 種出品、1 等賞  
明治 31 年 11 月、第 3 回公立物産品評会（黒石）、千成外 19 種出品、1 等賞  
明治 31 年 12 月、大日本農会第 33 回農産品評会（水戸）、雪の下外 14 種、3 等賞

- 1) 宥治は逝去する明治 42 年まで千葉、山形、東京、大阪、秋田等の品評会に出品し、入賞した。晩年の頃の筆記と思われる次の記述がある。

‘三十三年地方物産品評会に於て良好の種類を選択して美果を得、其栽培に注意したの廉<sup>かど</sup>を以て名誉賞を得る。

三十三年五月、東宮殿下御結婚奉祝の為 苹果を献納し御満足に被思召〇〇を賜り  
其他博覧会共進会大日本農会品評会に於いて銀杯を得たること一回、銅牌を得たる  
こと一回、木杯其他賞与を得たること二十一回なり。

又勸業篤志の廉<sup>かど</sup>を以て農商務省より十八年以来農工商報三十四冊二十年以来青  
森県庁より勸業要報五十二冊を贈らる’

## 2. 大日本農会第 35 回農産品評会（明治 32 年、宮崎）に境宥治が出品したリンゴ品種、および青森県の入賞者名

出品品種： 苹果十五種、マルメロー種、（ ）は個数

アレキサンダー (7)、メナジェー (7)、ラートレー (5)、雪の下 (5)、  
小狸々 (5)、冠雪紅 (5)、駝卵 (5)、千成 (5)、金時 (5)、スワー  
(5)、葉縮 (5)、鍋屋 (5)、松井 (5)、大狸々 (5)、榎<sup>マルメロ</sup>形 (5)  
榎<sup>おつぼつ、マルメロ</sup> (9)

本品評会に於ける青森県の入賞者：（陸奥日報の切り抜きが貼付されている）

二等賞	境 宥治	雪の下、南郡山形村
四等賞	野呂元蔵	雪の下、南郡中郷村 <sup>1)</sup>
	對馬 豊	ツル長、中郡和徳村
五等賞	菊地楯衛	雪の下、弘前市本町 <sup>2)</sup>
	楠見冬次郎	マルメロ形、中郡清水村 <sup>3)</sup>
六等賞	伊藤直麿	雪の下、弘前市茶屋町

- 1) 中郷村東野添 40 番地で明治 22 年に豊果園を経営。「黒石人物伝」に記事あり。
- 2)
- 3)

### 3. 境宥治に関するその他のリンゴ関連事項

- 1) 明治四十年十月、大日本農会第三十六回農産品評会（東京）で第 2 等賞を受賞。出品した品種と個数は；  
緋ノ衣（3）、君ヶ袖（3）、柳玉（3）、大和錦（3）、紅玉（5）、国光（5）

2) 明治三十三年五月十五日、陸奥日報（2,499 号）記事  
「境宥治氏の榮譽 南郡山形村大字牡丹平に閑居し静里園を開き専ら果樹を栽植し風月を友とし裕かに余生を送られ旧黒石藩の重役たる境宥治氏には今回御挙行遊はせられたる東宮殿下の御大婚を奉祝の為め其多年丹精を凝らし培養したる苹果一函をば宮内省式部官飯田巽氏を以て献上したるに本月八日御採納の栄を蒙りたるは氏が農事に尽力せる熱誠は独り其苹果の良好に於て之を見るのみならず雲井遥かなる畏き辺りにも達せらるゝとは真に氏の榮譽とや云わんか」

3) 明治三十四年十月二日、陸奥日報（2,905 号）記事  
「境宥治翁の名誉 赤十字青森支部の総会に御台臨遊はせられたる総裁小松宮殿下には御帰京の際、天皇陛下に御土産として津軽苹果を献上せらる思召にて右の御用は旧黒石藩の執政たりし境宥治氏に仰付けられしかば境翁の喜び一方ならず其の多年丹精を注ぎて培養したる数千株の苹果は今や樹に実を結びて満園の殊玉黄紅果を中より最も美麗に成熟せるものを精選して之を上つらんとて早朝より日没まで園内にあり其選択に従事し為に寢食を忘るるばかりなりしと。境翁は維新改変の後ち一たび政權を抛ってより牡丹平の別荘に閑居し専ら農業を勉め風月に吟嘯し世事を知らざるもの若くなりしも果樹の栽培には頗る妙を以て毎年各地に開催せらるる共進会、品評会には毎年優賞を収ざるなかりしも今回小松宮殿下の御土産によりて翁が丹精は畏くも雲井の上に達することあらば翁が一生の面目として其名譽は此の上もなき事ならん」